

札幌市環境保全・SDGs 施策啓発動画テレビ CM 放送等業務 仕様書

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「札幌市環境保全・SDGs 施策啓発動画テレビ CM 放送等業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行なわなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 打合せ

打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとする。

6 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

7 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。

- (2) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 本業務の履行において使用する材料等は環境に配慮したものであること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることができない。ただし、委託者が必要と認めたときはこの限りではない。
- (5) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。

II 業務内容

1 業務名

札幌市環境保全・SDGs 施策啓発動画テレビ CM 放送等業務

2 背景

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において掲げる低炭素社会を実現する方針を反映した「札幌市エネルギービジョン」に示す省エネ型ライフスタイルや、「札幌市温暖化対策推進計画」に示す札幌型スマートライフスタイルが定着している社会を目指すとともに、「環境首都・SAPPORO」としての都市ブランド・イメージの向上につなげるための取組を行っている。

3 目的

札幌市が掲げる「みらいを思う～Think Green」や、国連で採択された持続可能な開発目標である「SDGs」に込められた想いをわかりやすく伝え、札幌市の持続可能なまちづくりに向けた理解を市民に促すとともに、市民一人一人の自発的な行動を喚起することを目的とする。

4 業務内容

下記のとおり、15秒の動画4種類をテレビCMとして放送する。

(1) 放送する動画データ

動画名	CMコード	秒数	グループ
Think Green 問題提起「キリン親子」編	P61E=190901	15秒	A(1)
Think Green 問題提起「ゾウ親子」編	P61E=190902	15秒	B(1)
Think Green 行動喚起「キリン親子」編	P61E=190903	15秒	A(2)
Think Green 行動喚起「ゾウ親子」編	P61E=190904	15秒	B(2)

(2) 放送局及び放送回数

放送局	15秒CM		30秒CM	
	特B	B	特B	B
北海道放送 (HBC)	4本以上	10本以上	1本以上	4本以上
札幌テレビ放送 (STV)	6本以上	7本以上	0本以上	3本以上
北海道テレビ (HTB)	9本以上	6本以上	2本以上	2本以上
北海道文化放送 (UHB)	9本以上	5本以上	1本以上	2本以上
テレビ北海道 (TVH)	9本以上	8本以上	3本以上	1本以上

各放送局が定める、特B及びBの時間帯に放送する。

正価比の3割程度を、15秒の動画を2本連続させた30秒の動画として放送する。

動画を2本連続させ、30秒のCMとする場合の組み合わせは、A(1)とA(2)、B(1)とB(2)の2パターンとする。

(2) 放送時期

令和2年(2020年)1~3月のうち、1週間以上とする。

放送局ごとに放送時期が異なってもかまわないが、各局の放送期間が1週間以上となるように調整すること。

(3) 放送時間

各放送局が定める、特B及びBの時間帯から選定して放送する。

特定の曜日や特定の時間帯に放送が集中しないよう配慮して選定すること。

札幌市が含まれる地域の「ローカル枠」で放送してもかまわない。

5 業務の実施にあたっての留意点

(1) 放送局に動画を搬入する際に使用する HDCAM は、各動画1本ずつ、計4本を貸与する。これらは業務終了後に返却すること。

(2) 業務の実施にあたって本市から貸与する本数を超える HDCAM が必要となる場合は、貸与した HDCAM をもとに、必要な本数の HDCAM を制作すること (HDCAM の制作も本業務に含む)。

(3) 4種類の動画の放送回数ができるだけ均等となるよう調整すること。放送局ごとに、動画データのグループAのみ放送、またはグループBのみ放送と分けてもかまわないが、業務全体として4種類の動画ができるだけ均等に放送されるよう配慮すること。

6 成果物

(1) 実施報告書

(2) その他担当が必要と認めるもの

7 履行期限

契約締結の日から令和2年3月27日(金)まで

8 その他の留意事項

本事業の仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承認を受けてから実施するものとし、本承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費も含めて受託者で負担するものとする。